

奈良県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十九年七月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

王寺町

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業三・四・七一二号畠田駅前線

三 事業施行期間

平成二十九年七月二十一日から平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

王寺町畠田四丁目地内

(二) 使用の部分

なし